

7 川口市に暮らしているのは日本人だけではありません

—外国人の人権問題—

～「外国人だからって、なぜ？」偏見を持たずに受け入れて～

人、物、情報とあらゆる側面でグローバル化が進み、国境を越えたさまざまな活動や人々の移動が活発になっています。

川口市には 44,441 人（川口市全人口のおよそ 7.32%）の外国人住民が暮らしています（令和元年 4 月 1 日現在）。この数は県内で 1 番多く、全国でも 3 番目です。

言語、文化、宗教、生活習慣などの違いからくる誤解や偏見などにより、外国人住民の人権にかかわる問題が指摘されています。

例えば、外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、サービスの提供を拒否されたりする事案が生じています。

また、近時、街頭で行われたデモにおいて、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることが、マスコミ等によって「ヘイトスピーチ」として取り上げられています。（※詳細は、「ヘイトスピーチ、許さない。」のページをご覧ください。）

もし、自分が外国で生活することになったとき、国籍が異なるというだけで不合理な扱いを受けることを想像してみてください。怒りと悲しみを覚えませんか？

国籍、人種、宗教などによる不合理な差別をなくし、国籍などで判断するのではなく「その人自身」を知ろうとする努力こそが真の国際化に大切なのではないのでしょうか。

ヘイトスピーチ解消法

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)

【ヘイトスピーチとは】

「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」のことを指します。

国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければなりません。



相談窓口・問い合わせ先

機関名	電話・FAX	主な内容	受付日・受付時間
外国語人権相談ダイヤル	0570-090911	英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語による人権相談	平日（年末年始除く） 9時～17時
川口市 協働推進課 多文化共生係	048-227-7607	多文化共生の推進に関するご案内	火～土 9時～17時 15分 日 9時～17時 月曜日・祝日・年末年始を除く